刑務B		
刑務B（社会人）		
刑務A（武道）		
刑務B（武道）		
警備官	入国警備官採用試験	
警備官（社会人）		
二　対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における女子の被収容者の処遇の業務に従事することを職務とする官職 三　対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における男子の被収容者の警備の業務に従事することを職務とする官職 四　対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における女子の被収容者の警備の業務に従事することを職務とする官職 対象官職等政令第一条第二項第三号に規定する官職		

別表第一中

「労働基準監督官採用試験	労働基準監督A	一　第三条第二項第三号トに定める官職のうち、主として刑事施設における女子の被収容者の処遇の業務に従事することを職務とする官職 二　第三条第二項第三号トに定める官職のうち、主として工学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職 第三条第二項第三号イに定める官職
	労働基準監督B	
皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）	護衛官	
	護衛官（社会人）	
刑務官採用試験	刑務A	一　第三条第二項第三号リに定める官職のうち、主として刑事施設における男子の被収容者の警備の業務に従事することを職務とする官職 二　第三条第二項第三号リに定める官職のうち、主として刑事施設における女子の被収容者の警備の業務に従事することを職務とする官職 三　第三条第二項第三号リに定める官職のうち、主として刑事施設における男子の被収容者の処遇の業務に従事することを職務とする官職 四　第三条第二項第三号リに定める官職のうち、主として刑事施設における女子の被収容者の処遇の業務に従事することを職務とする官職 第三条第二項第三号ヌに定める官職
	刑務A（社会人）	
	刑務B	
	刑務B（社会人）	
	刑務A（武道）	
	刑務B（武道）	
入国警備官採用試験	警備官	
	警備官（社会人）	

うち、次号	うち、主と処遇の業務
うちに掲げる官職の能力を必要とする官職	うち、主と警備の業務
	うち、主と警備の業務
	号に規定する官職
	全ての官職

を

「労働基準監督官採用試験	労働基準監督官A
	労働基準監督官B

一　対象官職等政令第一条第二項第九号に掲げる官職のうち、次号に掲げる官職を除く
二　対象官職等政令第一条第二項第九号に掲げる官職のうち、主として工学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職

に改め、同表航空保安大学校学生採用試験の項中「第三条第二項第三号ル」を「対象官職等政令第一条第二項第十一号に規定する」に改め、同表海上保安学校学生採用試験の項中「第三条第二項第三号ワに定める」を「対象官職等政令第一条第二項第十四号に規定する」に改める。

別表第二中「種類」を「種類ごとの名称」に改め、同表国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）及び国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））の項中「国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）及び国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））」を「国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）」に、「事務」を「事務（社会人）」に、「技術（農業、農業土木及び林業）」を「技術（農業、農業土木、林業、農業（社会人）、農業土木（社会人）及び林業（社会人））」に改め、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項の次に次のように加える。

皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）	全ての区分試験
刑務官採用試験	刑務A 刑務B 刑務A（社会人） 刑務B（社会人）

基礎能力試験、作文試験、人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査	
基礎能力試験、作文試験、人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査	